

平成30年度 社会福祉法人緑新会事業計画

特別養護老人ホーム新和苑は、地域住民が最も望む施策であった、「高齢者福祉の充実」の一環として平成元年より構想、整備が進められてきました。建設当時は、個室が14室、二人部屋が8室とプライバシーが保護された設計となっており、全室南向きの居室から展望できる田園地帯の風景には春夏秋冬、季節の移り変わりを楽しむことができました。

天草市立新和病院、小宮地保育園、サンスマイル（共同店舗）等が立ち並ぶ、福祉生活ゾーン（ひだまりの里）の高台に平成6年3月に建物が完成、翌、4月よりサービス提供を開始することとなりました。しかし、高齢化・核家族化の進行と同時に、独居世帯の増大も重なり、年を追うごとに住民の福祉ニーズは多岐多様にわたって複雑化する状態になっていました。

社会福祉法人緑新会では、こうした状況に対応するために、平成11年にデイサービスセンターたんぼぼ（認知症高齢者毎日通所型）を開設し、認知症高齢者ケアの専門性を培うと同時に、地域に主体性をおいた地域住民型の福祉サービスの提供機関として応えてきました。その結果、平成14年12月には「住むことのできる在宅サービス」「自宅ではない在宅」等さまざまな呼称で語られているグループホームしんわ（認知症対応型共同生活介護事業）の開設にむすびつけることができました。

また平成18年7月には、一人暮らし等環境的な支障により、自宅での生活の継続が困難な方々に対して、住居を提供する小規模ケアホーム「一服処・よんなっせ」の開設を行うこともできました。

（※当事業所は平成28年4月をもって閉鎖）

平成22年度には国の政策であった経済危機対策に伴う「介護基盤の緊急整備」により永年の願いであったユニット化による20床の増床を整備することができました。平成20年から「気付き」をテーマとして取り組んできました『相互研修』（失敗から学ぶ実践報告会）の実践を行ってきました。

（※現在では「動き出しは当事者から・・・」の研修へ移行して実践中）

誰もが住み慣れた地域で、という視点に立ち、小規模ながらも「泊まって、通って、住むことができる」等、多くの機能をもち備え、地域住民に心から信頼される高齢者サービス機関として、今後尚一層、地域住民の負託に応えていきたいと考えています。

環境に優しい地域づくり、自然に恵まれた立地条件を活かして、平成18年度には独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO技術開発機構）の助成を受けて、太陽光発電新技術等フィールドテスト事業（第2次）をスタートしました。地球温暖化の原因となる化石燃料を使わず、二酸化炭素などをださずに発電できる地球環境に配慮した太陽光発電システムを

採用し、太陽電池を設置して使用電力の一部を発電しています。又それを活かして、平成20年度及び22年度にはエコキュートの導入を行い更なる環境へ配慮した整備に努めています。

近隣には小宮地保育園、新和保健センター、高齢者生活福祉センターが立ち並ぶなど、児童から高齢者までの福祉サービス機関が隣接しており、新和地域の総合福祉サービスの提供を一元的に行っています。春には、地元小宮地地区の虫追い祭り、八十八夜が迫ってくると、町内の茶畑に出向いてのお茶摘み、また家族を中心とした夕涼み会、地域の方の協力をいただきながらの敬老会の開催等、盛りだくさんの交流の場が実践されていて、特に施設周辺は環境に恵まれており、朝・夕、地域住民の散歩コースとなっています。

例年夏場を実施している「夕涼み会」には、ご利用者様やご家族だけではなく、地域の方々からも声がかかるほど要望が強く、ひだまりの里の高台から打ち上げる花火は、暑い夏を満喫できる「ふれあいの場」として、夏の風物詩のひとつとなっています。

特別養護老人ホーム新和苑が開設した平成6年当時、介護老人福祉施設は措置制度のなかでの運営を行ってきました。施設入所を希望される方は行政へ入所の申請を行い、市町村で設置されていた「高齢者サービス調整会議」において、申請者が施設入所の対象となるかの可否を審議し、対象となった場合は申請順から順次待機者となるものでした。その後平成12年度から介護保険制度に移行し、緊急性等に応じて入所が可能となり、必ずしも申請順が優先されるものではなくなってきました。その介護保険制度も本年4月から7期目を迎えることとなります。

制度スタート後は、ご利用者様のサービスの利用（自己決定の尊重）とそれを支援するための成年後見制度、地域福祉権利擁護事業（日常生活私立支援事業）が誕生し、介護事業者に対しては「介護サービスの質の向上」が求められてきました。そのことによって第三者サービス評価事業、苦情解決システム、利用者満足度調査等が求められてきました。そうした相応関係のほかに、公的な支援だけでは解決ができない諸課題も山積してきたように思っています。一昨年には社会福祉法の大規模な改正もあり、社会福祉法人にとっては、新たな責務も求められてきました。特に、ガバナンス（経営組織の内部統制）の強化、情報の公開、地域における公益的な取り組みを実施する責務等……

〔基本方針〕

緑新会定款においては、「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う」と、示されています。これから益々進む少子高齢化時代に対応できるよう多様な福祉サービスを、創意工夫して提供できるように組織全体で取り組んでいきます。

「安定した運営の実現と安心できるより良いサービスの提供の実現」を目指すために法人の体制を整え、計画的な運営が実現できることが必要不可欠です。多様な視点からの検証を行い、(PDCA)の取り組みを実践しながら、計画的に進めていきたいと考えています。また、対人支援に対する基本的な考え方は維持しつつ、状況によっては職員個々が臨機応変な対応をとるべく、理解すること

が大切であり、「誰のために・・・何のために・・・」を、実践するためには「変わらない信念・・・
変わる勇気」の取り組みが重要であると思われま

計画の内容について・・・

全国社会福祉法人経営者協議会における取り組み課題として示された、アクションプラン2020において示されている14の長期ビジョンに基づき、社会福祉法人緑新会においても5項目を重点課題と位置付け、運営に努めていきます。